

平成 27 年度東京都予算案 子供・子育て支援の主な事業

1 多様な保育サービスの充実

増大する保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスを拡充し、平成 29 年度末までに待機児童を解消します。また、多様なニーズに応じた取組を推進します。

待機児童解消区市町村支援事業 6,000 百万円

- 待機児童の解消に向け、保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を広く支援し、0～2 歳児の定員拡充につながる取組を更に加速させます。

保育所の施設整備費の支援による設置促進 13,360 百万円

- < 保育所緊急整備事業 > 10,025 百万円
保育所の新設、増改築等による整備を支援します。
- < 賃貸物件による保育所整備事業 > 1,689 百万円
賃借物件の改修経費等を補助することにより、認可保育所の設置を促進します。
- < 多様な主体による保育所緊急整備事業 > 1,646 百万円
国の整備費補助の対象となっていない株式会社や NPO 法人等の多様な主体による保育所の新設、定員増を伴う増改築等による整備を促進する区市町村を支援し、保育サービスの一層の拡充を図ります。

認定こども園整備事業【新規】 682 百万円

- 幼保連携型認定こども園等に対し、開設準備経費を支援することにより、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図ります。

認証保育所事業 4,134 百万円

- 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、0 歳児保育、13 時間開所を義務付けるなど、都独自の基準による認証保育所の設置を促進します。

小規模保育支援事業 648 百万円

- 区市町村の認可する小規模保育事業に対して、開設準備経費の一部を支援し、小規模保育事業の拡充を図ります。

事業所内保育施設支援事業 365 百万円

- 平成 19～24 年度に開設した事業所内保育施設の運営費の一部を補助することにより、企業の次世代育成に対する取組を支援します。
- 区市町村が企業と連携して定員の一部を地域開放分として活用し、待機児童解消を図る取組を支援します。

家庭的保育事業 368 百万円

- ・ 保育を要する乳児又は幼児の保育について、知識及び経験を有する方（家庭的保育者）が自宅等で保育を行う都独自の家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。

定期利用保育事業 701 百万円

- ・ 認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育者等を活用して、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を実施する区市町村を支援します。

定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 640 百万円

- ・ 定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助することにより、認可保育所等の設置促進を図ります。

借地を活用した認可保育所等設置支援事業【新規】 80 百万円

- ・ 国有地や民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助することにより、認可保育所等の設置促進を図ります。

所有地を活用した保育所等の設置促進 -

- ・ 所有地の減額貸付けを行い、保育所等の設置促進を図ります（「所有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。

送迎保育ステーション事業 （包括補助）

- ・ 自宅から遠距離にある保育所でも通えるよう、保護者にとって利便性のよい保育所等に送迎ステーションを設置し、バス等により児童の送迎を行う区市町村を支援します。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

病児・病後児保育補助事業 773 百万円

- ・ 病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行います。
- ・ 病児・病後児保育施設の改修経費等の一部を補助します。なお、自治体間の広域利用に取り組む場合、区市町村負担分を都が全額補助します。

病児・病後児保育事業実施施設の整備 （包括補助）

- ・ 病児・病後児保育施設の設置促進を図るため、改修経費等の一部を区市町村が補助した場合、病児・病後児保育補助事業による補助に加えて支援します。なお、自治体間の広域利用に取り組む場合、区市町村負担分を都が全額補助します。

病児・病後児保育促進事業 (包括補助)

- ・ 病児・病後児保育施設を活用して、保育所に対する病児ケアに係る情報発信や、駅近郊等利便性の高い場所において広域利用等を行う場合の賃借料補助等を行う区市町村を支援します。

保育サービス推進事業【新規】 7,342 百万円 包括補助

- ・ 認可保育所、認定こども園、小規模保育所等の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応した福祉サービスの確保と、利用者の福祉の向上を図ります。

保育力強化事業【新規】 (包括補助)

- ・ 都独自事業である認証保育所、定期利用保育事業、家庭的保育事業の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応した福祉サービスの確保と、利用者の福祉の向上を図る区市町村を支援します。

社会福祉施設等耐震化の推進 366 百万円

- ・ 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設等の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。

社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業 19 百万円

- ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

児童福祉施設等耐震化促進事業(土地借料) 2 百万円

- ・ 耐震化に向けた改修及び改築に際して必要となる仮設施設の土地の賃借料について補助を行い、保育所等の耐震化を推進します。

保育施設の非構造部材耐震対策支援事業 (包括補助)

- ・ 子供の日中の集団生活の場である保育施設の非構造部材の耐震対策に係る経費の一部を補助することにより、子供の安全確保のための取組を促進する区市町村を支援します。

保育人材確保事業【一部新規】 133 百万円

- ・ 保育士 0B 等の有資格者等に対して、身近な地域で就労が可能となるよう、就職支援研修と就職相談会を一体的・効果的に実施します。また、都内全域及び他道府県在住の保育士等を対象に、事業者の情報収集の場を提供し、併せて保育の魅力伝える「保育のおしごと応援フェスタ」を実施することで、保育人材の確保を図ります。
- ・ 保育施設勤務未経験者やブランクの長い有資格者に対して、就職に必要な知識を習

得するための講座や、現場実習を実施することにより、一人ひとりの状況に応じた多様な就職支援を行います。

- ・ 保育人材・保育所支援センターに「保育人材コーディネーター」を配置し、求職者のニーズに合った就職先の提案等を行うだけでなく、就職後のフォローまでを実施することで、就労定着を支援します。
- ・ 事業者に対して、潜在保育士雇用に当たっての施設側の留意点や改善点、現役保育士を育成・定着させるためのノウハウ等に関する研修を実施します。
- ・ 保育士を目指す高校生に対して、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保に寄与します。

東京都保育士等キャリアアップ補助【新規】 8,876 百万円

- ・ 保育サービス事業者における保育人材のキャリアアップを支援し、人材の確保、定着及び離職防止を図るとともに、保育サービスの質の向上を図ります。

保育従事職員宿舍借り上げ支援事業【新規】 1,341 百万円

- ・ 保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う事業者の経費の一部を補助し、保育人材の確保及び離職防止を図る区市町村を支援します。

現任保育従事職員等資格取得支援事業 14 百万円 包括補助

- ・ 保育所等に勤務する保育従事者等が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、人材の確保を図ります。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

保育士修学資金貸付事業 426 百万円

- ・ 指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付けることにより、保育士の確保を図ります。

保育体制強化事業【新規】 37 百万円

- ・ 認可保育所において、保育士資格を有しない者を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担を軽減し、保育士の就業継続及び離職防止を図ります。

保育士研修等事業 47 百万円

- ・ 区市町村が実施する保育の質の向上を図るための研修や保育士の人材確保への取組などを支援し、保育士の専門性向上や質の高い人材の安定的な確保を推進します。

認証保育所等研修事業 19 百万円

- ・ 認証保育所施設長研修、認証保育所中堅保育士研修、家庭的保育者研修、認可外保育施設職員研修を実施し、保育の質の向上を図ります。

子育て支援員研修【新規】

49 百万円

- ・ 育児経験豊かな主婦等を対象として、小規模保育事業、家庭的保育事業及び子育て支援分野に従事するために必要な知識や技能を習得する研修を実施し、子育て支援員の養成と質の確保を図ります。

2 妊娠期からの切れ目ない子育て支援の推進

社会全体で子育て家庭を支援するため、妊娠期から子育て家庭を支援するためのサービスや、安心して産み・育てることができる環境づくりを進めます。

「子育て応援とうきょう会議」による気運の醸成

38 百万円

- ・ 企業やNPO、自治体等との協働により、「社会全体で子育てを応援する」取組や、仕事と子育て等の両立を可能にする「働き方の見直し」につながる取組を推進し、東京を「子育てしやすい活力ある都市として発展させる」ための気運を一層高めていきます。

東京子育て応援事業

20 百万円

- ・ 社会全体で少子化問題に対応するため、都民、企業、都の出資による東京子育て応援基金を活用し、NPO、企業等が行う先駆的・先進的な取組を対象として、将来の自主的な運営を前提とした立ち上げを支援するとともに、事業で得たノウハウや成果を広く公表し、幅広い取組を促進していきます。

不妊治療費の助成

4,053 百万円

- ・ 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療の費用の一部を助成します。平成 27 年度から、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療の助成を拡充します。

生涯を通じた女性の健康支援事業

19 百万円

- ・ 女性の心身の健康や不妊・不育に関する悩み、妊娠・出産に関する悩みについて、電話相談等を行います。また、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、大学等を通じて普及啓発を行います。

妊婦健康診査受診促進事業

7 百万円

- ・ 早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すため、広く普及啓発を行います。

妊娠・出産に関する普及啓発事業【新規】

20 百万円

- ・ 妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び妊婦健康診査の定期的な受診を促すため、広域的な広報を行うとともに、妊娠・出産に関する相談窓口の周知を行います。

子育てスタート支援事業

(包括補助)

- ・ 家族等から出産前後のケアが受けられない等、特に支援を要する母児等に対し、専任の保健師等が相談に対応するとともに、デイケアや宿泊ケアにつなげるなど、妊娠中から切れ目ない支援を行う区市町村を支援します。また、本事業を実施するための基盤整備についても支援します。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)【新規】

1,200 百万円

- ・ 全ての子育て家庭を対象として、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、地域のワンストップ拠点へ専門職を配置する区市町村を支援します。
- ・ 妊娠届出時の面接等の機会に、直接「育児パッケージ(子育て用品等)」を配布し、妊産婦等の状況を早期に把握する取組を行う区市町村を支援します。

一時預かり事業

502 百万円

- ・ 保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる事業を行う区市町村を支援します。

子育てひろばの充実

(包括補助)

- ・ 地域の子育てひろばの充実のため、専用スペースを有せず事業を実施している子育てひろばを既存施設の改修等により常設に移行する区市町村を支援します。
- ・ 新たに子育てひろば事業を開始するため、常設の子育てひろばを整備する区市町村を支援します。

ショートステイの充実

57 百万円 包括補助

- ・ 地域における子育て支援拠点として、ショートステイの整備を図る区市町村を支援します。なお、子供家庭支援センターにショートステイを併設する場合、区市町村負担分を都が全額補助します。

都型学童クラブ事業

1,011 百万円

- ・ 開所時間の延長や保育士等有資格者の配置など、都が定めた要件を満たす学童クラブ事業を行う区市町村を支援します。

学童クラブ整備費補助

353 百万円

- ・ 学童クラブの新設・改築等により整備促進を図る区市町村を支援します。また、夜7時以降の開設や学校敷地内に開設する取組を支援します。

学童クラブ設置促進事業等補助

72 百万円

- ・ 既存施設を活用した学童クラブの設置や、既存の学童クラブ事業における障害児の受入れ促進等を行う区市町村を支援します。

地域子育て支援研修

12 百万円

- ・ 地域の子育て支援担当職員等を対象として、子供家庭支援センター職員研修、子育てひろば職員研修等を実施し、子育て支援の質の向上を図ります。

放課後児童支援員認定研修【新規】

25 百万円

- ・ 学童クラブ事業に従事するために必要な知識や技能を習得する研修を実施し、放課後児童支援員の養成と質の確保を図ります。

3 特に支援を要する子供と家庭への対応

児童虐待などにより家庭で暮らせない子供たちが増えていることから、児童養護施設や養育家庭など社会的養護の受入体制を充実し、きめ細かいケアを実践するとともに、要支援家庭を早期に発見し、必要な支援につなげることで児童虐待の未然防止を図ります。また、ひとり親家庭に対する就労促進策を実施し、生活の安定を図ります。

虐待対策コーディネーター事業

(包括補助)

- ・ 先駆型子供家庭支援センターの虐待対応力の向上のため、虐待対策コーディネーターを配置し、先駆型子供家庭支援センターの組織的な対応力を強化するとともに、関係機関との連携を促進する取組を行う区市町村を支援します。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

医療機関における虐待対応力強化事業

3 百万円

- ・ 医療機関に対して、院内虐待対策委員会（CAPS）の設置を始めとした虐待対応体制の整備を支援するとともに、医療従事者等を対象にレベル別研修や普及啓発研修等を実施し、医療機関における虐待対応体制の核となる人材を養成します。

要支援家庭を対象としたショートステイ事業【新規】 (包括補助)

- ・ 要支援家庭において養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間、児童を施設等で養育するとともに、保護者への支援を行い、虐待の未然防止及び地域生活の安定を図る取組を行う区市町村を支援します。

サテライト型児童養護施設事業【新規】 42 百万円

- ・ 施設不在区市等に本園に準じた機能を持つ「サテライト型児童養護施設」を設置し、グループホーム等への支援を拡充するとともに、地域支援や退所児童等の支援を強化します。

法人型ファミリーホームの運営体制の充実【新規】 24 百万円

- ・ 法人型ファミリーホームの設置促進を図るため、職員体制等支援の充実を図ります。

里親支援機関事業 76 百万円

- ・ 社会的養護を必要とする児童の里親への委託を一層推進するため、児童相談所業務を補完する専門機関において、養育相談や定期巡回訪問などを行うことにより、里親委託を総合的に推進します。

専門機能強化型児童養護施設制度 549 百万円

- ・ 精神科医師や心理担当職員を配置し、治療的・専門的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の設置を促進するとともに、個別ケア職員を配置するなど、引き続き機能の充実を図ります。

石神井学園キャンパスの再編整備 514 百万円

- ・ 都立石神井学園において、経年により老朽化した児童棟の改築等を行います。また、児童のケア体制の充実を図り、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行を行います。

専門養育機能強化型乳児院制度【新規】 27 百万円

- ・ 乳児院において、問題を抱えた乳幼児の心身の回復と保護者の支援体制を強化し、家庭復帰の促進を図るため、試行的に精神科医師や治療指導担当職員等を配置して治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備します。

乳児院の医療体制整備事業 42 百万円

- ・ 乳児院において、看護師を 24 時間配置し、常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受入体制を整備します。

- 児童養護施設等の整備** 846 百万円
- ・ 社会的養護の必要な児童の処遇向上や家庭的養護のニーズに対応するため、児童養護施設等の新設、改築等を支援します。
- 社会的養護における自立支援の強化** 300 百万円
- < 児童養護施設退所者等の就業支援事業 > 17 百万円
- 職業紹介を行っている企業等により、児童養護施設等の退所（予定）者に対し、適職診断、面接対策などの就職活動支援や、施設退所者が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を推進します。
- < 自立支援強化事業 > 283 百万円
- 児童養護施設において、児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を担う職員を配置し、支援体制を強化します。
- 児童養護施設等入所児童に対する学習支援事業【新規】** 264 百万円
- ・ 児童養護施設等入所児童に対し、退所後の自立支援につなげるための学習支援の充実を図ります。
- 児童養護施設等生活向上のための環境改善事業** 14 百万円
- ・ 児童養護施設の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具の更新や学習環境整備のためのパソコン購入などを支援します。
- ジョブ・トレーニング事業（自立援助ホーム）** 13 百万円
- ・ 自立援助ホームにおいて、入所中又は退所した児童等の自立を図るため、就労支援及び就労定着支援を手厚く行える体制を整備します。
- ひとり親家庭の子供サポートモデル事業** 15 百万円
- ・ ひとり親家庭に育つ子供を対象に、学習塾型及び家庭教師派遣型の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援します。
- ひとり親家庭支援センター事業** 39 百万円
- ・ ひとり親家庭や支援機関に対して、就労支援・育児・家事・健康等の生活相談、養育費相談、離婚した親と子の面会交流支援等を実施し、自立支援と生活の安定を図ります。
 - ・ 在宅就業を希望するひとり親が、円滑に在宅就業従事者へ移行できるよう、在宅就業の業務開拓・分配・サポート等を一定期間行うことで、就業機会の確保に取り組みます。